

2027年国際園芸博覧会 推奨損害保険代理業務事業者 公募要領

1 事業名称

2027年国際園芸博覧会「推奨損害保険代理業務事業者」公募

2 目的

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）では、2027年国際園芸博覧会の安全・安心な遂行を追求するために、協会をはじめ、海外からの公式参加者、出展、協賛、その他委託事業者など多くの参加者（以下、「参加者」という。）に、万が一の事故に備え、損害保険を手配することを義務付けている。

この要領は、参加者の保険手続のために推奨損害保険代理業務事業者を公募により選定することを目的とする。

3 業務内容

参加者および協会に対し、必要に応じ、保険商品の説明、補償内容の説明、手続き上の説明、事故報告、保険金支払のサポートなど、損害保険代理店委託契約書に記載の業務などを行う。詳細は、別紙「業務説明資料」を参照。

協会は「推奨損害保険代理業務事業者」のリストを各参加者向けHPなどで参加者に掲示する。なお、参加者は、推奨損害保険代理業務事業者以外の業者を選択することも可能であり、自らの裁量と責任において当該業者の選択を行うものとする。

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納している者
- (3) 消費税及び地方消費税を完納している者
- (4) 国土交通省（本省又は関東運輸局・関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者
- (5) 保険業法第276条に規定される内閣総理大臣の登録を受けている者
- (6) 取扱損害保険会社数が2社以上である者

5 応募方法

応募する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

(1) 提出期限 2025 年 4 月 11 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

財務部経理課 加藤 宛

電 話 045-307-2045

E-mail: keiri@expo2027yokohama.or.jp

(3) 提出方法 電子メール

<注意事項>

- ・送信後に必ず提出先まで電話連絡をすること。
- ・提出ファイルは、すべて PDF とし、パスワードなどで必ず保護すること。

(4) 提出書類等

ア ヒアリングシート

イ 誓約書

ウ 「ア ヒアリングシート」で提出を求められた資料・データなど

- ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（直近 3 か年）
- ・「3. 代理店の規模」の各項目が確認できる資料
- ・「4. 代理店の業務品質」の各項目が確認できる資料
- ・「5. 博覧会業務対応のための人員体制」の各項目が確認できる資料

(5) その他

ア 所定の様式以外は受理しない。

イ 協会は提出書類等の受理後、追加資料の提出を求めることがある。

6 質問書の提出

公募要領等の内容について疑義・質問のある場合は、質問書を提出すること。質問内容及び回答については、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものと協会が認めたものを除き、協会ホームページにおいて公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

(1) 提出期限 2025 年 4 月 2 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

財務部経理課 加藤 宛

電 話 045-307-2045

E-mail: keiri@expo2027yokohama.or.jp

(3) 提出方法 電子メール

<注意事項>

- ・送信後に必ず提出先まで電話連絡をすること。

・質問書はPDFとし、パスワードなどで必ず保護すること。

- (4) 回答日及び回答方法 2025年4月7日(月)に協会ホームページ【2027年国際園芸博覧会 「推奨損害保険代理業務事業者」の公募について】において公表する。[\(https://expo2027yokohama.or.jp/\)](https://expo2027yokohama.or.jp/)

7 評価基準

別紙、「ヒアリングシート」記載のとおり。

8 提出書類等の使用目的

提出書類等は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

9 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

10 審査

(1) 審査方法

- ア 別紙「ヒアリングシート」に基づき「推奨損害保険代理業務事業者」幹事代理店を1者、非幹事代理店を3者程度選定する。
- イ 審査は、書類審査にて行う。(プレゼンテーション審査は行わない。)
- ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査結果

- ア 審査結果は、全応募事業者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2027年国際園芸博覧会 「推奨損害保険代理業務事業者」の公募について】において公表する。[\(https://expo2027yokohama.or.jp/\)](https://expo2027yokohama.or.jp/)

- ①「推奨損害保険代理業務事業者」に選定され・指定された事業者名と評価点
- ②全応募事業者名

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 提出書類等に虚偽の記載を行うこと。
- イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 指定・選定後の提出書類

「推奨損害保険代理業務事業者」に選定された場合、以下の書類の提出が必要となる。

- ・納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

- (ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

以上